

新型コロナウイルス感染症患者・濃厚接触者の方の 災害時（風水害等）の避難対応について

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、

災害時に危険な場所にいる人は、避難することが原則です。

（風水害への対応）

○自宅（居住地）について、ハザードマップ等で風水害（浸水・土砂災害）時に避難の必要性がないか確認してください。

○可能な限り避難所以外の避難先を確保し、早めに避難するようにしてください。

※避難所に避難することを予定している場合※

- ・予定避難先を確認し、避難所に係る市町村窓口も併せて確認してください。
避難の必要があれば、市町村へ避難について事前に相談してください。

《各市町村窓口》

【土佐市】 健康づくり課 Tel：088-852-1113

＜夜間・土・日・祝日（代）Tel：088-852-1111、(防災対策課) Tel：088-852-7607＞

【いの町】 総務課危機管理室 Tel：088-893-1113

【仁淀川町】 保健福祉課 Tel：0889-35-0888

【佐川町】 総務課危機管理室 Tel：0889-22-7700

【越知町】 保健福祉課 Tel：0889-26-3211

＜夜間・土・日・祝日（代）Tel：0889-26-1111＞

【日高村】 健康福祉課 Tel：0889-24-5197

※ 避難時には、マスクと体温計、市町村から指示のあった物を持参してください。

○避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。市町村ホームページ等で確認の上、避難してください。

○避難することを予定していなくても、緊急を要する場合には、迷わず安全な避難所に避難することと、避難所受付に「自宅療養中」または「濃厚接触者」である旨を伝え、できるだけ人との接触を避けるとともに、避難所の責任者の指示に従ってください。